

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成23年5月31日(火曜日)

号外第35号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
〇規則	
神奈川県立外語短期大学条例を廃止する条例の施行期日を定める規則(県民・学事振興課)	1
神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則(総務・人材課)	1
神奈川県職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(総務・人材課)	3
神奈川県立外語短期大学条例施行規則を廃止する規則(県民・学事振興課)	4
〇告示	
環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域の一部改正(環境農政・交通環境課)	4
航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正(環境農政・交通環境課)	4
〇訓令	
神奈川県土地利用調整会議規程の一部を改正する規程(政策・土地水資源対策課)	4
神奈川県人事事務取扱規程の一部を改正する規程(総務・人材課)	4

務・人材課	4
神奈川県公印規程の一部を改正する規程(総務・文書課)	4
神奈川県行政文書管理規程の一部を改正する規程(総務・文書課)	5
神奈川県電子署名規程の一部を改正する規程(総務・文書課)	5
〇人事委員会規則	
職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(人委・給与公平課)	5
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人委・給与公平課)	5
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人委・給与公平課)	5
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(人委・給与公平課)	5
職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則(人委・給与公平課)	6

規則

神奈川県立外語短期大学条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第45号

神奈川県立外語短期大学条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

神奈川県立外語短期大学条例を廃止する条例(平成23年神奈川県条例第25号)の施行期日は、平成23年6月1日とする。

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第46号

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川県行政組織規則(昭和31年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表政策局の項政策調整部の項中「特定政策推進課」を「特定政策推進課 科学技術政策課」に改め、同表中

災害対策支援担当部	
-----------	--

を

災害対策支援担当部	支援調整課
-----------	-------

に

改め、同表環境農政局の項企画調整部の項中「経理課 環境計画課」を「経理課」に改め、同表中

環境部	地球温暖化対策課 大気水質課 交通環境課 資源循環課 廃棄物指導課
-----	-----------------------------------

を

新エネルギー・温暖化対策部	地球温暖化対策課 太陽光発電推進課 交通環境課
---------------	-------------------------

に

環境保全部	環境計画課 大気水質課 資源循環課 廃棄物指導課
-------	--------------------------

改め、同表県土整備局の項企画調整部の項中「技術管理課」を「技術管理課 建設リサイクル課」に改める。

第7条中「部及び」を削り、同条政策局政策調整部総合政策課の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条政策局政策調整部特定政策推進課の項の次に次のように加える。

科学技術政策課

- 科学技術政策の総合的企画及び調整に関すること。
- 職員の勤務発明等に関すること。

第7条安全防災局災害対策支援担当部の項を次のように改める。

災害対策支援担当部

支援調整課

- 東日本大震災に係る災害対策支援に関すること。

第7条県民局暮らし文化部学事振興課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条環境農政局企画調整部環境計画課の項を削り、同条環境農政局企画調整部かながわ農林水産ブランド戦略課の項の次に次のように加える。

新エネルギー・温暖化対策部

地球温暖化対策課

- (1) 環境農政局新エネルギー・温暖化対策部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の企画及び調整に関すること。
- (3) 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の施行に関すること。

- (4) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。

太陽光発電推進課

- (1) 太陽光発電の推進に関すること。
 - (2) 新エネルギー施策の企画及び調整に関すること。
- 交通環境課
- (1) 自動車排出ガスの低減対策の推進に関すること。
 - (2) 電気自動車の普及の推進に関すること。

第7条環境農政局環境部の項中「環境部地球温暖化対策課」を「環境

保全部環境計画課」に改め、同条環境農政局環境部地球温暖化対策課の項各号を次のように改める。

- (1) 環境農政局環境保全部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画の推進及び総合調整に関すること。
- (3) 環境保全施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (4) 環境教育の推進に関すること。
- (5) 神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の施行に関すること。
- (6) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の施行に関すること。
- (7) 神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）の施行に関すること。

第7条環境農政局環境部大気水質課の項第1号、第3号及び第4号中「(他課の主管に属するものを除く。)」を削り、同項中第13号を第14号とし、同項第12号中「(他課の主管に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の施行に関すること。

第7条環境農政局環境部交通環境課の項を削り、同条県土整備局企画調整部技術管理課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項の次に次のように加える。

建設リサイクル課

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行（分別解体等の実施に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）の施行に関すること。

第9条法令によるものの表神奈川県環境審議会の項中「環境農政局企画調整部環境計画課」を「環境農政局環境保全部環境計画課」に改め、同表神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中「(平成4年法律第70号)」を削り、「環境農政局環境部交通環境課」を「環境農政局環境保全部大気水

質課」に改め、同条条例によるものの表神奈川県環境影響評価審査会の項を削り、同表神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の項中「環境農政局環境部地球温暖化対策課」を「環境農政局新エネルギー・温暖化対策部地球温暖化対策課」に改め、同項の次に次のように加える。

神奈川県環境影響評価審査会	環境影響評価に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	環境農政局環境保全部環境計画課
---------------	---	-----------------

第9条条例によるものの表神奈川県公害審査会の項中「環境農政局環境部大気水質課」を「環境農政局環境保全部大気水質課」に改める。

第14条第2項の表神奈川県横浜県税事務所の項中

「直税第二課 広域調査課」	を	「直税第二課」
------------------	---	---------

に改め、同条第3項中「間税課及び広域調査課」を「及び間税課」に改め、同項間税課の項第2号中「広域調査課の主管に属する」を「軽油引取税の広域調査事案等に係る」に改め、同条第3項広域調査課の項を削り、同条第6項中「神奈川県横浜県税事務所」の次に「の管理課は同項の納税課の事務のうち同項納税課の項第4号から第9号までに掲げる事務（同項第5号に掲げる事務のうち予算の執行を伴わない事務並びに同項第7号に掲げる事務のうち同項第1号及び第3号に掲げる事務に係るものを除く。以下この項において同じ。）並びに軽油引取税の広域調査事案等に係る検査、調査及び犯則の取締りに関する事務を分掌するものとし」を加え、「同項の納税課」を「第3項の納税課」に改め、「(同項第5号に掲げる事務のうち予算の執行を伴わない事務並びに同項第7号に掲げる事務のうち同項第1号及び第3号に掲げる事務に係るものを除く。)」を削る。

第15条第3項管理課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第3項納税推進課の項第1号中「に係る滞納整理」を「の納税」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 自動車取得税及び自動車税の広報に関すること。
- (4) 自動車取得税及び自動車税に係る申告受付事務等の調整に関すること。

第16条の3から第16条の5までを次のように改める。

第16条の3から第16条の5まで 削除

第16条の6第3項管理企画課の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 外語短期大学の学生、科目等履修生又は特別聴講学生であった者の諸証明に関すること。

第16条の17第2項の表畜産技術所の項を次のように改める。

畜産技術所	管理課
	企画研究課
	普及指導課

第16条の17第4項畜産技術所の項各号を削り、同条第4項畜産技術所管理課の項の次に次のように加える。

企画研究課

- (1) 畜産の試験研究の企画及び調整に関すること。
- (2) 畜産情報の収集及び提供並びに畜産技術の研修に関すること。

- (3) 畜産経営及び畜産物の流通の調査研究に関すること。
- (4) 畜産に係る環境保全の研究開発に関すること。
- (5) 家畜の改良増殖及び飼養管理技術の研究開発に関すること。
- (6) 畜産物の品質向上についての研究開発に関すること。
- (7) 飼料の生産、貯蔵、加工及び給与の研究開発に関すること。

普及指導課

- (1) 畜産の普及指導の調査研究及び普及指導計画の策定に関すること。
- (2) 畜産経営の合理化、畜産環境改善その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (3) 畜産の新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

第16条の18第2項中「植栽課 増殖指導課」を「植栽課」に改め、同条第

3項植栽課の項第1号中「及び展示」を「、展示、試作及び増殖」に改め、同項第2号中「及び温室施設」を「、温室施設及び増殖施設」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 国内及び国外の植物園との資料及び種苗の交換に関すること。

第16条の18第3項増殖指導課の項を削る。

第68条第4項技術支援推進部開発支援室の項第2号中「新技術」の次に「、先端的機器等」を加え、同項第4号中「製品開発室の運営」を「新製品及び新技術の開発支援」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第4項工芸技術所の項第1号中「調査研究」を「調査、試作及び依頼製作」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「の試験研究」を「、塗装技術及び塗料の試験」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「試験研究」を「試験」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号中「、試験研究」を削り、同号を同項第5号とする。

第71条第2項の表神奈川県横須賀土木事務所の項中

道路都市部 河川砂防部	を	工務部	に改め、
----------------	---	-----	------

同表神奈川県小田原土木事務所の項中

用地第一課 用地第二課	を	用地課	に改め、同条第5項中「道
----------------	---	-----	--------------

路維持課、道路都市課、」を削り、同項道路都市部の項を削り、同条第5項河川砂防部の項中「河川砂防部」を「工務部」に改め、同条第8項中「用地第一課、用地第二課、」を削り、同項用地第一課の項及び用地第二課の項を削り、同条第8項河川砂防部の項中「河川砂防部」を「工務部」に改める。

第72条第5項の表下水道部の項中

施設第一課 施設第二課	を	電気設備課 機械設備課	に改め、同条第6項下水道
----------------	---	----------------	--------------

部建設課の項第1号中「施設第一課」を「他課」に改め、同項に次の1号を加える。

- (2) 酒匂川流域下水道整備事業の建築工事（電気設備工事及び

機械設備工事を除く。）の施行に関すること。

第72条第6項下水道部施設第一課の項及び施設第二課の項を次のように改める。

電気設備課

- (1) 流域下水道整備事業の電気設備工事の施行に関すること。

機械設備課

- (1) 流域下水道整備事業の機械設備工事の施行に関すること。
- 第72条第7項の表中「酒匂川流域下水道整備事業の工事（施設第二課）を「酒匂川流域下水道整備事業の工事（他課）」に、「芦ノ湖周辺公共下水道整備事業の工事（施設第二課の主管に属するものを除く。）」を「芦ノ湖周辺公共下水道整備事業の工事」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。
（神奈川県公害審査会規則の一部改正）

- 2 神奈川県公害審査会規則（昭和46年神奈川県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第10条中「環境農政局環境部大気水質課」を「環境農政局環境保全部大気水質課」に改める。

（神奈川県環境影響評価審査会規則の一部改正）

- 3 神奈川県環境影響評価審査会規則（昭和55年神奈川県規則第132号）の一部を次のように改正する。

第9条中「環境農政局企画調整部環境計画課」を「環境農政局環境保全部環境計画課」に改める。

（神奈川県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

- 4 神奈川県環境影響評価条例施行規則（昭和56年神奈川県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「環境農政局企画調整部環境計画課」を「環境農政局環境保全部環境計画課」に改める。

（神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

- 5 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第28条、第50条第5項及び第56条の3第5項中「環境農政局環境部大気水質課」を「環境農政局環境保全部大気水質課」に改める。

（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則の一部改正）

- 6 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則（平成21年神奈川県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第7条中「環境農政局環境部地球温暖化対策課」を「環境農政局新エネルギー・温暖化対策部地球温暖化対策課」に改める。

神奈川県職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第47号

神奈川県職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則

第53号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「及び神奈川県立外語短期大学」を削り、同条第3項中「神奈川県立保健福祉大学」を「大学」に改める。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

神奈川県立外語短期大学条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第48号

神奈川県立外語短期大学条例施行規則を廃止する規則

神奈川県立外語短期大学条例施行規則(平成15年神奈川県規則第35号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

告 示

神奈川県告示第362号

環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域(昭和52年神奈川県告示第316号)の一部を次のように改正し、平成23年6月1日から施行する。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

「神奈川県環境農政局環境部」を「神奈川県環境農政局環境保全部」に改める。

神奈川県告示第363号

航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定(昭和55年神奈川県告示第426号)の一部を次のように改正し、平成23年6月1日から施行する。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

「神奈川県環境農政局環境部」を「神奈川県環境農政局環境保全部」に改める。

訓 令

神奈川県訓令第6号

庁 中 一 般
出先機関一般

神奈川県土地利用調整会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県土地利用調整会議規程の一部を改正する規

程

神奈川県土地利用調整会議規程(平成8年神奈川県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「環境農政局水・緑部水源環境保全課長」を「環境農政局水・緑部森林再生課長」に、「県土整備局企画調整部技術管理課長」を「県土整備局企画調整部建設リサイクル課長」に改める。

別表第2中「環境農政局企画調整部環境計画課」を「環境農政局環境保全部環境計画課」に、「環境農政局環境部大気水質課」を「環境農政局環境保全部大気水質課」に、「環境農政局水・緑部水源環境保全課」を「環境農政局水・緑部森林再生課」に、「県土整備局企画調整部技術管理課」を「県土整備局企画調整部建設リサイクル課」に、「県土整備局河川下水道部河川課」を「県土整備局河川下水道部流域海岸企画課」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

神奈川県訓令第7号

庁 中 一 般
出先機関一般

神奈川県人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県人事事務取扱規程の一部を改正する規程

神奈川県人事事務取扱規程(平成14年神奈川県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項記載形式の欄(3)中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同欄(4)中「第5条第1項」を「第5条第2項」に改め、同欄(5)中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄(10)中「(保健福祉大学大学院、外語短期大学)」を削り、同欄(11)及び(12)を削り、同表の36の項意義の欄中「保健福祉大学教員定年規程第2条又は神奈川県立外語短期大学教員定年規程第2条」を「又は保健福祉大学教員定年規程第2条」に改め、同項記載形式の欄(3)を削る。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

神奈川県訓令第8号

庁 中 一 般
出先機関一般

神奈川県公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県公印規程の一部を改正する規程

神奈川県公印規程(昭和33年神奈川県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び県立短期大

学事務局長」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

神奈川県訓令第9号

庁 中 一 般

出先機関一般

神奈川県行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県行政文書管理規程の一部を改正する規程

神奈川県行政文書管理規程（平成11年神奈川県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第60条第4項中「副校長並びに」を「副校長及び」に改め、「及び県立短期大学事務局長」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

神奈川県訓令第10号

庁 中 一 般

出先機関一般

神奈川県電子署名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県電子署名規程の一部を改正する規程

神奈川県電子署名規程（平成18年神奈川県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び県立短期大学事務局長」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県人事委員会

委員長 高 井 佳 江 子

神奈川県人事委員会規則第11号

職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員」の次に「（これらの職員のうち医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）」を加え、同条ただし書を削る。

第5条第1号中「又は短期大学」を削る。

第6条中「職員」の次に「（第6号に掲げる機関に勤務する職員で医療職給料表(1)の適用を受けるものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県人事委員会

委員長 高 井 佳 江 子

神奈川県人事委員会規則第12号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「環境農政局環境部大気水質課」を「環境農政局環境部大気水質課」に改め、同項第4号中「環境農政局環境部資源循環課、環境農政局環境部廃棄物指導課」を「環境農政局環境部資源循環課、環境農政局環境部廃棄物指導課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県人事委員会

委員長 高 井 佳 江 子

神奈川県人事委員会規則第13号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和33年神奈川県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の2の項中「（短期大学を除く。以下同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県人事委員会

委員長 高 井 佳 江 子

神奈川県人事委員会規則第14号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和45年神奈川県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表9級の項第7号中「(短期大学を除く。以下同じ。)」を削り、同表の6の表1級の項から3級の項までの規定中「、短期大学」を削り、同表の6の表4級の項第1号中「又は短期大学」を削り、同項第5号中「、短期大学」を削る。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

神奈川県人事委員会

委員長 高 井 佳 江 子

神奈川県人事委員会規則第15号

職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（昭和48年神奈川県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成21年4月1日以後の項中「以後」を「から平成22年3月31日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント

附 則

この規則は、公布の日から施行する。